

クルーズ船の予約手続きを効率化し、クルーズ振興を加速！ ～サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の運用開始～

港湾局は、港湾物流や行政手続等の港湾関連手続を電子化するデータプラットフォームである「サイバーポート」を運営しています。

令和 8 年 7 月 29 日(水)にサイバーポート(手続)クルーズ予約機能の運用を開始します。これにより、全国の港湾におけるクルーズ船の予約調整が効率化され、クルーズ振興のさらなる加速が期待されます。

<サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の概要>

○近年、クルーズ船の寄港回数は増加しており、2025 年は、前年比約 1.3 倍の約 3100 回となりました。今後、「2030 年訪日外国人旅行者数 6000 万人・消費額 15 兆円」という政府目標の実現に向けて、クルーズ需要のさらなる拡大が見込まれることから、港湾管理者及び船舶代理店のクルーズ船着岸バースの予約調整に係る業務負担の軽減など、受入環境の整備が求められます。

○サイバーポート(手続)クルーズ予約機能は、船舶代理店が港湾管理者とスムーズに予約調整ができる環境を提供することを目的とした機能です。(詳細は別紙 1 参照)

<サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の各種機能について>

○サイバーポート(手続)クルーズ予約機能では、各港湾のクルーズ予約受付方針に基づいて予約を受け付ける「予約受付機能」を利用できます。また、同一船舶について同一日時に複数港湾へ予約申請を行った場合にアラートを表示する「重複予約検知機能」等の機能も利用できます。これにより、船舶代理店は各港湾の予約受付状況を把握しながら効率的に予約手続を行うことができます。(詳細は別紙 2 参照)

<サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の導入効果>

○令和 8 年 1 月に港湾管理者及び船舶代理店に対し、サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の導入効果を測定しました。その結果、港湾管理者の作業時間が最大で 60%、船舶代理店の作業時間が最大で 50% 削減できることを確認しました。(詳細は別紙 3 参照)

<サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の利用申請について>

○サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の利用を希望する港湾管理者・船舶代理店は、申請窓口までお問合せ下さい。(詳細は別紙 4 参照)

【問い合わせ先】

港湾局 サイバーポート推進室 前田、華園、吉田(サイバーポートについて)
代表:03-5253-8111(内線 46344、46347)/直通:03-5253-8660
産業港湾課 石倉、久保、坂井(クルーズ政策について)
代表:03-5253-8111(内線 46424、46435、46422)/直通 03-5253-8673
メールアドレス: hqt-cyberport-cruise@ki.mlit.go.jp (★を@に置き換えてご連絡ください。)

サイバーポート(手続)クルーズ予約機能の利用申請について

申請窓口: cp_manage@tohmatu.co.jp (★を@に置き換えてご連絡ください。)